



健感発第0602003号  
平成18年6月2日

各〔都道府県〕  
〔政令市〕衛生主管部（局）長 殿  
〔特別区〕

厚生労働省健康局結核感染症課長

インフルエンザ（H5N1）を指定感染症として定める等の政令、検疫法施行令の一部を改正する政令及びインフルエンザ（H5N1）を指定感染症として定める等の政令の施行に伴う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の準用に関する省令の施行について（施行通知）

インフルエンザ（H5N1）を指定感染症として定める等の政令（平成18年政令第208号。以下「指定政令」という。）、検疫法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第209号。以下「改正政令」という。）及びインフルエンザ（H5N1）を指定感染症として定める等の政令の施行に伴う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の準用に関する省令（平成18年厚生労働省令第126号。以下「準用省令」という。）が平成18年6月2日公布され、一部を除き同月12日から施行される。指定政令、改正政令及び準用省令の趣旨及び主な内容は、下記のとおりであるので、貴職におかれては、関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏のないようにされたい。

なお、この通知において感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）を「法」と、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）を「令」と、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）を「規則」と略称する。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言である。

記

第1 制定及び改正の趣旨

世界各国において発生している鳥インフルエンザは、元来ヒトからヒトへの感染力はないものであったが、今般、トリからヒトへ感染する事例が世界中に広がっており、ヒトからヒトへ感染したと疑われる事例も複数報告されている。また、インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血

清亜型がH5N1であるものがヒトに感染しやすいものに変異してきているとの報告もあり、世界保健機関は、平成18年2月、インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る。以下「インフルエンザ（H5N1）」という。）の患者を含む鳥インフルエンザの患者については、隔離をするように指針を出したところである。

こうしたことを踏まえ、インフルエンザ（H5N1）についてはヒトからヒトへ感染することを前提として、法の指定感染症として政令指定し、現行の四類感染症の規定に加え、二類感染症に準じた必要な規定を準用することにより、その発生及びまん延の防止を図ることとした。

## 第2 指定政令及び準用省令の概要

### 1 インフルエンザ（H5N1）の指定（指定政令第1条関係）

インフルエンザ（H5N1）を法第6条第7項の指定感染症として定めることとすること。

### 2 法の準用（指定政令第2条、準用省令関係）

(1) インフルエンザ（H5N1）については、次に掲げる法の規定を準用すること。

ア 疑似症患者への適用（法第8条第1項）

イ 医師及び獣医師の届出（法第12条、第13条）

ウ 情報の公表（法第16条）

エ 健康診断（法第17条）

オ 就業制限（法第18条）

カ 入院、移送、退院、感染症の診査に関する協議会、審査請求の特例（法第19条から第25条まで）

キ 死体の移動制限（法第30条、第34条、第35条（第4項を除く。）、第36条第1項及び第2項）

ク 医療（法第37条から第44条まで）

ケ 費用負担（法第58条（第5号から第9号までを除く。）、第61条）

コ 厚生労働大臣の指示（法第63条の2）

サ 保健所を設置する市又は特別区（法第64条第1項、第65条）

シ 権限の委任（法第65条の3）

ス 経過措置（法第66条）

(2) 準用する規定について、所要の読替えをすること。

ア 無症状病原体保有者の適用除外（法第12条第1項、法第18条）

イ 届出対象となる病原体を保有する動物及び感染症の特定（法第13条、第19条）

ウ 入院する医療機関の特定（法第19条、第20条）

エ 退院をさせる要件の特定（法第22条）

- (3) インフルエンザ（H5N1）は、令第1条に規定する高病原性鳥インフルエンザであることから、四類感染症に適用される次に掲げる規定の適用があること。

医師の届出（法第12条）、感染症の発生の状況、動向及び原因の調査（法第15条）、検疫所長との連携（法第15条の2）、情報の公表（法第16条）、感染症の病原体に汚染された場所の消毒（法第27条）、ねずみ族、昆虫等の駆除（法第28条）、物件に係る措置（法第29条）、必要な最小限度の措置（法第34条）、質問及び調査（法第35条）、書面による通知（法第36条）、輸入届出（法第56条の2）及びこれらの措置等に関する費用負担（法第9章）、雑則（法第10章）及び罰則（法第11章）の規定

なお、四類感染症及び指定感染症として適用及び準用される規定があること。

- (4) 法の規定が準用される場合は、それらの規定に基づく令及び規則の規定が準用されること。ただし、準用省令において準用される規定のうち、施行規則第11条第2項及び第3項については、所要の読替えをするものであること。

### 3 事務の区分（指定政令第3条関係）

指定政令第2条第1項において準用する法第12条、第13条、第16条から第23条まで、第25条、第30条、第35条（第4項を除く。）、第36条第1項及び第2項、第38条（第1項を除く。）並びに第64条の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務については、第一号法定受託事務とすること。

## 第3 改正政令の概要

### 1 検疫感染症として指定

インフルエンザ（H5N1）を検疫法第2条第4号の政令で定める感染症（検疫感染症）に定めるものであること。その効果として、検疫法第13条及び第18条の2の適用があり、都道府県知事への通知について、検疫法第18条第3項の適用があり、併せて検疫法第26条の3の適用があること。

### 2 その他

- (1) 旭川空港を検疫飛行場に定めること。
- (2) 検疫所において行うインフルエンザ（H5N1）に関する病原体の有無の申請による検査の額を3,500円とすること。
- (3) 旭川空港について検疫所長の行う調査及び衛生措置の区域を定めること。

## 第4 施行期日等

- (1) 施行期日（指定政令附則第1条、改正政令附則）

平成18年6月12日。ただし、第3の2(1)及び(3)については、  
同月8日

(2) 政令の失効(指定政令附則第2条)

指定政令は、施行の日から起算して1年を経過した日に、その効力を失うものであること。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用、都道府県の支弁する費用又は国の負担金については、その時以後も、なおその効力を有するものであること。

第5 留意事項

1 法令の遵守

指定政令は、インフルエンザ(H5N1)が現時点ではヒトからヒトへの感染の流行が始まる段階ではないが、これに備えて事前予防に万全を期す観点から、迅速なまん延防止対策をとれるよう法的な体制を整備するため政令において指定したものであることから、これが施行及び運用に当たっては、法その他の関係法令及び条例等の規定を遵守し、法、指定政令及び改正政令の趣旨から逸脱することのないよう留意すること。

2 個人情報の保護及び人権の尊重

1と同様の趣旨から、患者等の人権を制約する規定その他の施行及び運用に当たっては、個人情報の保護について関係法令及び条例等を遵守するとともに、人権の尊重については最大限配慮すること。

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律第五十三条第一項の法人並びに同法第五十四条第一項の特殊法人及び認可法人を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十八年六月二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第二百七号

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律第五十三条第一項の法人並びに同法第五十四条第一項の特殊法人及び認可法人を定める政令

内閣は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）第五十三条第一項及び第五十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第五十三条第一項の政令で定める法人）  
第一条 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（以下「法」という。）第五十三条第一項の政令で定める法人は、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構とする。

（法第五十四条第一項の政令で定める特殊法人及び認可法人）  
第二条 法第五十四条第一項の政令で定める特殊法人は第一号に掲げるとおりとし、同項の政令で定める認可法人は第二号に掲げるとおりとする。

- 一 沖縄振興開発金融公庫、公営企業金融公庫、国際協力銀行、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農工組合中央金庫、地方競馬全国協会、中小企業金融公庫、日本小型自動車振興会、日本自転車振興会、日本政策投資銀行、日本船舶振興会、日本中央競馬会、農林漁業金融公庫及び放送大学学園
- 二 銀行等保有株式取得機構、総合研究開発機構、日本銀行、農水産業協同組合貯金保険機構及び預金保険機構

この政令は、公布の日から施行する。

- 内閣総理大臣 小泉純一郎  
 総務大臣 竹中 平蔵  
 外務大臣 麻生 太郎  
 財務大臣 谷垣 禎一  
 文部科学大臣 小坂 憲次  
 厚生労働大臣 川崎 二郎  
 農林水産大臣 中川 昭一  
 経済産業大臣 臨時代理 松田 岩夫  
 国土交通大臣 北側 一雄

インフルエンザ（H5N1）を指定感染症として定める等の政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十八年六月二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第二百八号

インフルエンザ（H5N1）を指定感染症として定める等の政令

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六十七条第七項、第七項第一項及び第六十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

（インフルエンザ（H5N1）の指定）  
第一条 インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清型がH5N1であるものに限る。次条第一項（同項の表を除く。）において「インフルエンザ（H5N1）」という。）を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第六十七条第七項の指定感染症として定める。

この政令は、公布の日から施行する。

（法の準用）	
第十二条第一項第一号	<p>第一類感染症の患者、二類感染症、三類感染症又は四類感染症のうちエボラ出血熱、マールブルグ病その他の政令で定める感染症ことにおそれが高いものとして政令で定めるサルその他の動物</p> <p>当該感染症に</p>
第十三条第二項	<p>前項の政令で定める動物</p> <p>同項の政令で定める感染症</p> <p>同項の規定</p>
第十三条第五項	<p>第一項の政令で定める動物</p> <p>同項の政令で定める感染症</p>
第十八条第一項	<p>一類感染症の患者及び二類感染症又は三類感染症の患者又は無症状病原体保有者</p>
第十八条第二項	<p>患者及び無症状病原体保有者</p>
第十八条第四項	<p>患者</p>
第十九条第一項及び第二十条第一項	<p>一類感染症</p> <p>患者</p>
第十九条第二項及び第二十条第二項	<p>特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関</p> <p>特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関</p> <p>特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関</p> <p>特定感染症指定医療機関</p>

第二十二條第一項及び第二項	一類感染症の病原体を保有していないこと	インフルエンザ(H5N1)の病原体を保有していないこと又は当該感染症の症状が消失したこと
第二十二條第四項	一類感染症の病原体を保有しているかどうか	インフルエンザ(H5N1)の病原体を保有しているかどうか、又は当該感染症の症状が消失したかどうか

2 前項の規定により法の規定が準用される場合においては、それらの規定に基づく政令の規定を準用するものとする。

(事務の区分)  
 第三條 前條第一項において準用する法第十二條、第十三條、第十六條から第二十三條まで、第二十五條、第三十條、第三十五條(第四項を除く。)、第三十六條第一項及び第二項、第三十八條(第一項を除く。)、並びに第六十四條第一項の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則

(施行期日)  
 第一條 この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

(この政令の失効)  
 第二條 この政令は、施行の日から起算して一年を経過した日に、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用及びその時までに第二條第一項において準用する法第五十八條(第五号から第九号までを除く。)、の規定により支弁する費用又は同項において準用する法第六十一條第二項若しくは第三項の規定により負担する負担金については、この政令は、その時以後も、なおその効力を有する。

(地方自治法施行令の一部改正)  
 第三條 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。  
 別表第一に次のように加える。

インフルエンザ(H5N1)を指定感染症として定める等の政令(平成十八年政令第二百八号)	第二條第一項において準用する法第十二條、第十三條、第十六條から第二十三條まで、第二十五條、第三十五條(第四項を除く。)、第三十六條第一項及び第二項、第三十八條(第一項を除く。)、並びに第六十四條第一項の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務
---	--

総務大臣 竹中 平蔵  
 厚生労働大臣 川崎 二郎  
 内閣総理大臣 小泉純一郎

検疫法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十八年六月二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第二百九号

検疫法施行令の一部を改正する政令  
 内閣は、検疫法(昭和二十六年法律第二百一十号)第二條第四号、第三條、第二十六條第一項及び第二十七條第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

検疫法施行令(昭和二十六年政令第三百七十七号)の一部を次のように改正する。  
 第一條中「感染症は」の下に、「インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清型がH5N1であるものに限る。別表第二において「インフルエンザ(H5N1)」という。)」を加える。  
 別表第一港又は飛行場の名称の欄中「新千歳空港」を「新千歳空港」に改める。  
 別表第二人又は貨物に対する検疫感染症の病原体の有無に関する検査の項中  
 黄熱

一件につき 二、四〇〇円	を	一件につき 二、四〇〇円	に改め
一件につき 三、五〇〇円		一件につき 三、五〇〇円	

別表第三新千歳空港の項の次に次のように加える。

旭川空港	旭川空港の区域及びその周辺おおむね四〇〇メートル以内の地域のうち、厚生労働大臣が指定する地域
------	--

附則

この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。ただし、別表第一及び別表第三の改正規定は、平成十八年六月八日から施行する。

厚生労働大臣 川崎 二郎  
 内閣総理大臣 小泉純一郎

予防接種法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十八年六月二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第二百十号

予防接種法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令  
 内閣は、予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第三條第一項の規定に基づき、この政令を制定する。  
 予防接種法施行令の一部を改正する政令(平成十七年政令第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

附則 第二條を削り、附則第一條中見出し及び条名を削る。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 川崎 二郎  
 内閣総理大臣 小泉純一郎

